

試験管理士規定 廃止

1. 目的

本規定は、試験管理士の職務と試験管理士講習及びそのフォローアップ研修での講習内容等について定める。本規定の目的は、より適切な抗菌・防カビ評価手法の普及及び抗菌・防カビに係る評価スキルの向上、及びその結果として会員企業の抗菌・防カビ試験等がより適正に行われることとする。

2. 試験管理士の定義

試験管理士とは、SIAA に登録された自社製品の抗菌性能または防カビ性能を評価試験する者、またはそれらの評価試験者を管理監督する者を言う。

3. 試験管理士の選任とその業務

- (1) 抗菌剤又は防カビ剤を登録するメーカーは、入会時に自社内で試験管理士を選任し、それを入会申請書に記載することにより本会に届け出る。加工製品メーカーは必要に応じて試験管理士を選任する。
- (2) 試験管理士は、管理責任者より依頼された抗菌・防カビ加工製品あるいは抗菌剤・防カビ剤の抗菌性能又は防カビ性能を、依頼された方法により評価すること。
- (3) 試験管理士は、当会に抗菌剤を登録する際に自らが試験して得た MIC 及び MBC のデータを、自社データとして「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅠ（抗菌剤）」に記載することができる。また、防カビ剤ポジティブリストエントリーシート及び「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅢ（防カビ加工製品）」に、それぞれ自らが試験して得た MIC 値または防カビ試験結果を自社データとして用いることができる（K07、5 項の注 1）に連動）。
- (4) 試験管理士は、管理責任者より抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗菌剤または防カビ剤について、その評価法などに関して諮問を受けた際には速やかに答申すること。
- (5) 試験管理士は、常に抗菌加工製品および抗菌剤の抗菌評価並びに防カビ加工製品および防カビ剤の防カビ評価に必要な知識および技能の向上に努めること。専門知識の習得、及び抗菌試験または防カビ試験に関するスキルの向上・維持、並びに関連する情報等を得るため、本会が開催するフォローアップ研修会に 2 年に一度以上参加すること。

4. 試験管理士の認定

(1) 次のいずれかに該当する者に対し、本会会長は認定証を交付する。

- 1) 試験管理士講習（以下「講習」という）を修了した者。

2) 微生物の取り扱いや抗菌試験、または防カビ試験に係る実務経験を1年以上有するもの（証明書の提出が必要）。

3) 短期大学またはこれと同等以上の学校において微生物関連の課程を修めて卒業した者（卒業証明書の提出が必要）。

(2) 本会会長は、本会の名誉を毀損した者、または本規定の目的に反する行為をしたと理事会が判断した者から、試験管理士認定を取り消すことができる。

5. 試験管理士講習及びフォローアップ研修会

(1) 講習の内容は、抗菌・防カビ加工製品および抗菌剤・防カビ剤の抗菌評価、防カビ評価に必要な知識等の講義及び実習とする。

(2) フォローアップ研修会は知識講習とし、試験方法に係ること、関連する法令や制度、またはその時点での SIAA 内外のトピックス等、試験管理士の知識を深めると共に会員企業に役立つ内容とする。

(3) 講習及びフォローアップ研修会はそれぞれ原則2年度に1回開催とし、講習とフォローアップ研修会は交互に別年度に実施する。

(4) 次の各号の一つに該当する者は、講習を受けることができる。

- 1) 会員の法人に在籍する者。
- 2) 会員（代表者）の推薦状がある者。

(5) 講習及びフォローアップ研修会の科目は、(1)及び(2)を基に、6項に定める企画・運営担当委員会と事務局との協議により、次の科目から選択し、決定する。

- 1) 微生物の基礎知識
- 2) 抗菌剤（銀等無機、有機、光触媒、抗菌ステンレス）の基礎知識
- 3) 抗菌加工製品（材料、加工法、使用法）の基礎知識
- 4) 関連する法令、規則や制度等の解説
- 5) 本会自主規格、自主登録
- 6) MIC、MBC 試験法
- 7) 抗菌力試験法（JIS Z 2801、JIS K 6400-9、シェーク法ほか）
- 8) カビ抵抗性試験（JIS Z 2911）
- 9) 抗ウイルス試験方法（ISO 21702）
- 10) **業務用除菌膜施工用塗材に関する試験方法（JISZ 2811）**
- 11) 試験方法の不確かさとその事例紹介
- 12) 本会の新たな取り組み
- 13) その他必要と認められる科目及び技能

6. 講習及びフォローアップ研修会の企画・運営

講習及びフォローアップ研修会の企画と運営は、技術・制度委員会が行い、事務局は

それらの支援と事務的業務を行う。

7. 講習とフォローアップ研修会の開催連絡

講習とフォローアップ研修会を実施する日時、場所その他講習の実施に際して必要な事項は、原則として当会 Web-Page への掲載や会員企業へのメールでの案内等により、実施の3ヶ月以上前に連絡する。

8. 受講手続

講習及び/もしくはフォローアップ研修会の受講希望者は、別に定める参加申込票に必要事項を記入し事務局に提出する。

制定：平成10年6月24日

改訂：平成10年11月30日

改訂：平成12年6月22日

改訂：平成13年6月22日

改訂：平成21年12月17日

改訂：平成25年12月13日

改訂：平成26年3月20日

改訂：2019年10月07日

改訂：2020年5月18日

改訂：2021年12月14日